

脳の機能等を高めることを標ぼうして海外で販売されている製品への対応について

1. 経緯

- 前回会議において、「集中力を高める」や「頭がスッキリする」など、脳の機能等を高めることを標ぼうして海外で販売されている製品（いわゆる「スマートドラッグ」）に関して、国内に輸入されていると考えられる品目等を把握し、その中で、医師や薬剤師などの専門家が関与せずに児童・生徒や若者が安易に使用することによって健康被害や乱用につながるおそれが高いものについては、個人輸入における取扱いを見直すこと、具体的には、原則として、個人輸入には医師の処方せんや指示を要することとする方針について、ご了解をいただいた。
- 厚生労働省は、インターネット上の日本人向けの海外販売サイトを調査し、販売されている製品が標ぼうしている効能・効果や含有成分の名称の分析を行った。
- その結果、脳の機能等を高めることを標ぼうして販売されている製品は、有効成分別では約60品目が存在した。これらの品目について、薬理作用や医薬品等として用いた時に生じる副作用の情報等を基に、薬物依存等に関する研究を行っている日本アルコール・アディクション医学会の専門家による精査を踏まえて、個人輸入における取扱いを見直すべき品目として、参考資料8-2に掲げる27品目を選定した。

2. 対応の方向性(案)

- 参考資料8-2に掲げた27品目については、医師や薬剤師などの専門家が関与せずに使用することにより重篤な副作用を生じたり、また、児童・生徒や若者が安易に使用することによって健康被害や乱用につながるおそれが高いと考えられるため、海外からの入国者が国内滞在中の自己の治療のために携帯して個人輸入する場合（ただし、数量は、現行の個人輸入で1回に輸入することが許容されている範囲とする。）を除き、個人輸入には医師の処方せんや指示を要することとする。
- なお、厚生労働省においては、定期的に、脳の機能等を高めることを標ぼうし

て販売されている品目の調査を行い、健康被害や乱用につながるおそれが高いと考えられる品目については、順次、同様の措置を行っていくこととする。

3. 今後の予定(案)

- 参考資料8－2に掲げた品目について、海外からの入国者が国内滞在中の自己の治療のために携帯して個人輸入する場合(ただし、数量は、現行の個人輸入で1回に輸入することが許容されている範囲とする。)を除き、個人輸入には医師の処方せんや指示を要することとすることについて、パブリックコメントの手続きを行う。
- パブリックコメントの結果を踏まえた上で、厚生労働省において、前述のとおり、輸入時の取扱を変更する措置を行う。